


令和 8 年度知多市国民健康保険税の税率について

1 保険給付費の推計

<県全体>過去 2 年間（実績値）の伸び率で推計

年度	保険給付費の総額	被保険者数	1 人当たり保険給付費
R 7	405,460,433千円	1,171,696人	346,046円
R 8	406,619,778千円	1,135,625人	358,058円
比較	1,159,345千円	▲36,071人	12,012円

 公費等を加減算

年度	市町村納付金の総額
R 7（現行）	198,121,869千円
R 8（本算定）	201,575,666千円
比較	3,453,797千円

2 県が示した本市の納付金（令和 8 年度本算定）

年度	納付金	被保険者数	1 人当たり納付金
R 7	2,125,668千円	12,993人	163,601円
R 8	2,100,387千円	12,193人	172,262円
比較	▲25,281千円	▲800人	8,661円

3 県が示した本市の標準保険料率（令和 8 年度本算定）

区分	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	7.68%	2.74%	2.35%	0.29%
均等割	32,823円	11,623円	11,799円	1,232円
18歳以上均等割	-	-	-	57円
平等割	21,070円	7,462円	5,843円	784円

モデルケース1 60歳 1人世帯

	給与収入 (万円)	R7給与所得 (万円)	R8給与所得 (万円)	年間保険税額(円)			備考
				改定前 (R7)	改定後 (R8)	増減額	
①	0	0	0	25,900	27,500	+1,600	均等割・平等割を7割軽減
②	100	45	35	45,800	27,500	-18,300	均等割・平等割を5割軽減 (R8は7割軽減)
③	150	95	85	131,500	127,100	-4,400	均等割・平等割を2割軽減
④	200	132	132	192,800	205,400	+12,600	軽減なし
⑤	250	167	167	234,500	249,900	+15,400	軽減なし

②③は給与所得控除の最低保障額が引き上げられた影響を受けているため、税率は上がったが税額は下がっている。

②は所得の減少による所得割の減、軽減判定所得が7割軽減の基準額を下回ったことによる均等割・平等割の減

③は所得の減少による所得割の減

モデルケース2 夫(43歳)妻(38歳)・子ども2人(小学生、収入なし) 計4人世帯

夫の営業所得 (万円)	年間保険税額(円)			備考
	改定前 (R7)	改定後 (R8)	増減額	
0	64,500	67,800	+3,300	均等割・平等割を7割軽減
100	175,400	185,700	+10,300	均等割・平等割を5割軽減
200	359,100	381,000	+21,900	均等割・平等割を2割軽減
400	640,200	680,900	+40,700	軽減なし
600	878,200	935,500	+57,300	軽減なし

モデルケース3 夫婦(70歳) 2人世帯

	夫の年金収入 (万円)	年金所得 (万円)	年間保険税額(円)			備考
			改定前 (R7)	改定後 (R8)	増減額	
①	100	0	33,900	35,900	+2,000	均等割・平等割を7割軽減
②	150	40	33,900	35,900	+2,000	均等割・平等割を7割軽減
③	200	90	102,100	108,800	+6,700	均等割・平等割を5割軽減
④	250	140	184,600	196,800	+12,200	均等割・平等割を2割軽減
⑤	300	190	255,800	272,800	+17,000	軽減なし

子ども・子育て支援金制度が開始します

「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。

いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、**

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様へ追加のご負担を求めることのない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

960万円未満	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
所得制限なし	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	1.5万円

所得制限なし	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
所得制限なし	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	3万円
	高校生	1万円	3万円

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、

- ・妊娠届出時に5万円
- ・妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円

を支給します。



※令和7年度から制度化

育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、
こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

出生後休業支援給付

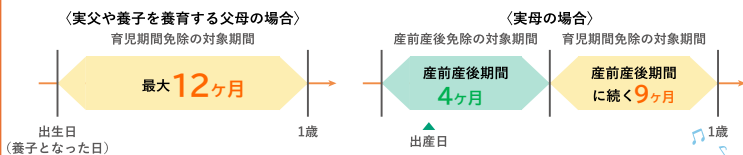
「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に
両親ともに14日以上育児休業を取った場合、
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6カ月から
満3歳未満のこどもが
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



- 国民健康保険における支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、P14のとおり、「18歳未満のこども※を除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分することとしている。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

(参考) 18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み (イメージ図)

(18歳未満被保険者)

$$\boxed{\text{市町村国保の支援金 (保険料)}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{資産割額}} + \boxed{\text{平等割額}} + \boxed{\text{均等割額}}$$

$$\boxed{\text{18歳未満均等割軽減額の総額}} \div \boxed{\text{18歳以上被保険者数}} = \boxed{\text{18歳以上均等割額}}$$

(18歳以上被保険者)

$$\boxed{\text{市町村国保の支援金 (保険料)}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{資産割額}} + \boxed{\text{平等割額}} + \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{18歳以上均等割額}}$$